

# 入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年5月28日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度使用済小型電子機器等売払（単価契約）
(2) 物品・委託役務管理番号	なし
(3) 物品委託役務内容	資源として再利用可能な使用済小型電子機器を単価契約により売払するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬町国近 10427-24 賀茂環境センター
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	令和6年度使用済小型電子機器等売払単価契約書（案）のとおりに
(11) 契約種別	単価契約
(12) 収入印紙	不要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 令和5年4月1日～令和7年3月31日 までの広島中央環境衛生組合競争入札 参加資格として次の入札参加資格認定 区分の認定を受けている者	有価物の買取・運搬業務
イ	法令等による登録等	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第10条第3項による認定事業者
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	問わないものとする。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

なし

### 4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年5月28日(火)	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設2課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年5月28日(火)～ 令和6年6月17日(月)	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得(令和4年広島中央環境衛生組合告示第1号)(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年5月28日(火)～ 令和6年6月3日(月) (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。
カ 回答書閲覧期間	令和6年6月6日(木)～ 令和6年6月14日(金)	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年6月10日(月)～ 令和6年6月13日(木) (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設2課(担当課) 東広島市黒瀬町国近10427-24(賀茂環境センター管理棟1階) 入札書は、本組合所定の様式を使用すること。 入札書は入札期間内に施設2課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、入札参加資格審査申請で使用した印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年6月14日(金) 午前10時00分より	開札場所 広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター ペットボトル等処理施設2階研修室(東広島市黒瀬町国近10427-24) 開札の結果、予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札候補者として決定する。 予定価格以上の価格の入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格以上の入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資料」という。)の提出を求

めない。

(1) 提出書類

書類の区分		提出書類 (○印)	備考
ア	入札参加資格確認申請書		
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書(物品・委託役務)		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先(担当課)

施設2課

東広島市黒瀬町国近 10427-24

電話番号 0823-82-6499

ファックス番号 0823-82-9444

# 仕 様 書

## 1 物件名

令和6年度使用済小型電子機器等売払（単価契約）

## 2 契約の種類

単価契約（1 t 当たり単価）

## 3 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

## 4 使用済小型電子機器等の性状

発注者が引渡す使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）は、国のガイドラインに示す特定対象品目（以下「特定品目」という。）とする。ただし、若干の特定品目以外の小型家電等（以下「不適物」という。）の混入があった場合には、これを含めたものとする。

## 5 売払予定数量 21 t / 年

売払予定数量は、売却数量を保証するものではなく、予定数量の変動により受注者が損害を受けてもその損害を請求することはできない。

## 6 引渡し場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24

広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター

## 7 引渡し方法等

(1) 発注者は、賀茂環境センターに収集及び持込みされた廃棄物の中から小型家電を分別しフレコンバック（1,100φ×1,100H、1,000ℓ）に入れて車庫に保管する。

ただし、上記の保管方法に代えて当事者双方合意の下、合理的方法での保管が可能であると判断される場合は、この限りでない。

(2) 受注者は発注者の指示があった場合には、小型家電を速やかに受注者の車両で引取りする。

(3) 引渡し時間は原則として午前8時45分から午後4時までとする。ただし12時から13時の間は引渡ししない。

(4) 引渡し作業にあたり発注者は車庫に保管された小型家電を最終処分場2工区（第4槽）の受入ヤードに移動させ、その後、受注者が車両への積込を行う。

(5) 搬出の際は、発注者係員の指示により、発注者のトラックスケール（計量台寸法 2.7m×6.5m）で計量する。ただし、発注者のトラックスケールで計量できない場合は受注者のトラックスケールで計量することとし、この場合、計量重量を速やかに発注者に報告すること。

(6) 解体仕分け、運搬等に要する費用は受注者の負担とする。

(7) 保管用に使用するフレコンバックは発注者が用意するが、フレコンバックを再使用するため受注者は発注者に返却するものとする。

## 8 費用負担

小型家電の引取り等に係る経費は受注者の負担とする。

## 9 代金の支払い

- (1) 毎月月末締めとし、当月分の引取数量確認後、発注者の指定する方法により、代金を翌月月末までに支払わなければならない。
- (2) 代金に1円未満の端数が生じた場合には切り捨てとする。

## 10 遵守事項

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき再資源化を行うとともに、不適物についても関係法令等を遵守し、受注者の責任において国内で適正に処理すること。
- (2) 受注者は小型家電の引取りに際し、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めること。また、発注者の施設には小型家電の引取り以外にも一般搬入車両等の通行があるため安全作業に徹すること。
- (3) 受注者は、小型家電が落下及び飛散等する恐れのない車両を使用し、十分に注意して運搬すること。
- (4) 受注者は、道路交通法その他関係法令等を遵守しなければならないものとし、運搬中に発生した事故違反等はすべて受注者の責任とする。また、運搬途中において、異常等が発生した場合は、その状況及び結果を速やかに発注者に報告すること。
- (5) 小型家電の引取り後、選別して出てきた残渣は受託者の責任で処理すること。
- (6) 受注者は、個人情報が含まれている小型家電については、収集運搬や中間処理などの各段階において十分な個人情報の漏洩防止対策を行うこと。
- (7) 契約締結後、市況の変動があっても契約額の変更は行わない。

入 札 書

入札金額 (契約希望金額×100/110)

内訳	件名	規格及び品質	単価 (円)	発注予定数量	単位	単価×発注予定数量
	令和6使用済小型電子機器等売払 (単価契約)	仕様書のとおり		21	t	
金額 (円)						

ただし、

入札名 令和6年度使用済小型電子機器等売払 (単価契約)

履行場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24  
広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター

の入札金額として上記のとおり、広島中央環境衛生組合契約規則(平成21年規則第17号)により例による東広島市契約規則(平成20年東広島市規則第14号)を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者又はその

代理人の氏名

㊞

備考

入札書には、消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項の規定により消費税を納める義務を免除された業者であるか否かを問わず、金額記載欄には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

委 任 状

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊥

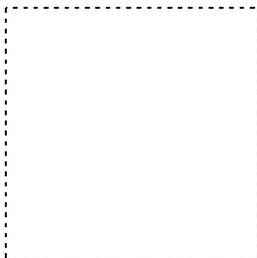
入 札 名 令和6年度使用済小型電子機器等売払（単価契約）

履行場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24  
広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター

私は、上記の入札及び見積について次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の入札及び見積に関する一切の権限

質 問 書

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

Ⓜ

電 話 番 号 ( ) -

担当者の氏名

入 札 の 名 称	令和6年度使用済小型電子機器等売払（単価契約）
納入・履行(就業)場所	東広島市黒瀬町国近10427番地24 広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター
担 当 課	施設2課
質 問 事 項	

- 注 1 質問書の提出期限は、入札通知兼説明書に定める期日までとする。
- 2 質問書に対する回答は、入札通知兼説明書に定めるところにより行うものとする。

## 令和6年度使用済小型電子機器等売払単価契約書（案）

発注者 広島中央環境衛生組合（以下「発注者」という。）と受注者 ●●●●●（以下「受注者」という。）とは、次の条項により単価契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）を受注者に引渡し、受注者は本契約の範囲内においてこれを買受けるとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、国内において適正に再資源化することを目的とする。

（小型家電の性状）

第2条 発注者が引き渡す小型家電は、国が定めた「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に示す特定対象品目とする。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 受注者は発注者に対し、広島中央環境衛生組合契約規則により例による東広島市契約規則第33条の規定により契約保証金の納付をすること。ただし、同規則第34条第1項各号により免除を受けた場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行した後に、受注者の請求により、契約保証金を還付する。

3 契約保証金は、第15条及び第15条の2の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、何ら手続きを要することなく、発注者に帰属する。

4 契約保証金には利子を付さない。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第5条 受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合については、この限りでない。

（仕様書等の疑義）

第6条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

（売払代金の額）

第7条 小型家電の売払代金は表1の右欄に定める額に当該実績数量を乗じ、それらを合計して得た額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算して計算した額とし、代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(表1) 小型家電の種類及び単価表

小型家電の種類	単 価 (税抜)
仕様書に定める小型家電	1 トンにつき●●●●●●●●円

第8条 契約期間中の予定引渡し量は、約21tとする。

(小型家電の引渡し)

第9条 小型家電の引渡しに際し、その有無については、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めなければならない。

(1) 契約期間中の引渡しは 概ね月1回とし、引渡し日は、別途仕様書に基づき発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(2) 発注者が受注者に小型家電類を引渡す場所は、賀茂環境センター敷地内とする。

(3) 発注者は、別紙仕様書に基づき、フレコンバック (1100φ×1100H、10000) に入れた小型家電を、前条の引渡し場所において受注者に引き渡し、受注者は、受注者の準備した車両へ自ら積み込むものとする。

ただし、上記の方法に代えて当事者双方合意の下、合理的な引渡しの荷姿及び引渡し方法が可能であると判断される場合は、この限りでない。

(4) 引渡し数量は、発注者のトラックスケールで計量した数量をもって確定するものとするが、計量できない場合は受注者のトラックスケールで計量した数量をもって確定するものとし、計量重量は速やかに発注者に報告するものとする。

(代金の支払い)

第10条 受注者は、第7条の規定により算定した代金を、発注者の定める期日及び支払い方法により遅延なく納入するものとする。

(所有権移転及び引渡し)

第11条 本件物品の所有権は、本件物品を受注者に引渡し売買代金の支払を完了したときに、受注者に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 この契約締結の日から有価物の所有権が移転するまでの間において、発注者の責めに帰することができない理由により本件物品が滅失又は毀損したときは、その損害は受注者が負担する。

(瑕疵担保責任)

第13条 受注者は、第12条の規定により本件物品の所有権が発注者から受注者に移転した後においては、本件物品に入札仕様書との相違その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免を請求し、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をすることができない。

(遅延利息)

第14条 受注者は、第10条に定める売買代金を発注者が定める支払期限までに支払うことができなかつたときは、当該期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該支払が遅延

した金額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者に不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由がなく、受注者が発注者の指示に従わないとき。
- (3) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者の責めに帰すべき理由により、受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (5) 受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき又は義務を履行する見込みがないとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 受注者は、第1項に規定する契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害を発注者に請求することができないものとする。

第15条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は恒常的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 第3条ただし書に該当する場合に、前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、その相手方にしたと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を第3条ただし書に該当する相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対してその解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(契約が解除された場合の違約金)

第17条 第15条又は第15条の2の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

2 発注者は、前項に規定する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。

3 前2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 受注者は、第1項の規定により発注者が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(損害賠償)

第18条 受注者は、第15条及び第15条の2の規定により契約が解除されたことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合においては、損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、本契約に関して取り扱う小型家電のうち、個人情報が記録されている小型家電については、当該個人情報の漏洩防止のために必要な措置を講じなければならない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第21条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、この契約の履行上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(法令等の遵守)

第22条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書及び関係法令を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

発注者 東広島市西条町上三永10759番地2  
広島中央環境衛生組合  
代表者 管理者 高垣 廣徳

受注者

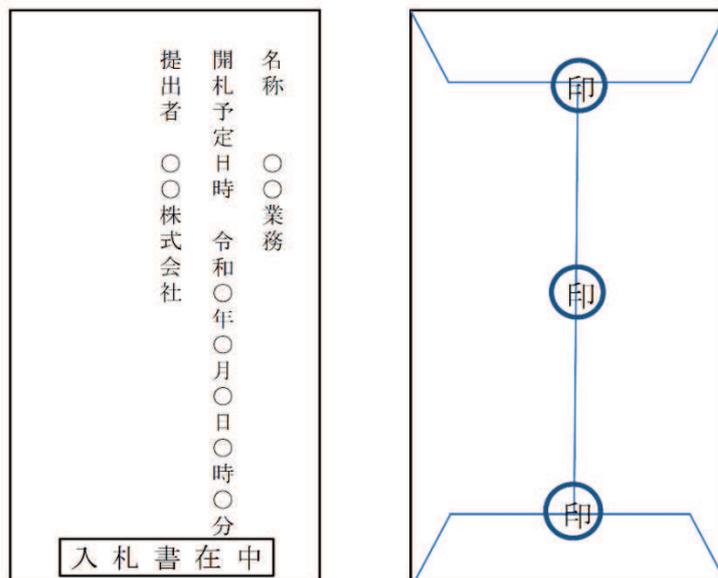
# 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項

令和4年4月11日改正

## 1 入札方法

(1) 入札書	入札書は、本組合所定の様式を使用し、入札金額等の必要事項の記載及び入札の権限を有している者の記名押印とすること。
(2) 入札金額	<p>総額（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）を記載する。</p> <p>入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 落札者の決定	競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前には行わず、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「落札候補者」という。）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に競争入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。
(4) 入札方法	<p>入札案件ごとに定める入札期間に担当課に持参して入札箱に投入するものとする。</p> <p>入札書は、定形封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務の名称、開札予定日時、入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること。封印の仕方については、封筒記載例を参照すること。</p> <p>入札書を郵送又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出するときは別に定める方法によるものとし、入札期間の最終日までに到着した入札書について、持参による入札箱への投入と同様に取り扱う。</p> <p>なお、入札書の投入後は、いったん投入された入札書の書換え、引き換え、撤回をすることはできない。</p>

### 【封筒記載例（入札書の場合）】



表

定型封筒

裏

## 2 入札参加資格

### (1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、東広島市長、竹原市長もしくは大崎上島町長が入札に参加させないこととした者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 開札日の前日において、次の(ア)(イ)いずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者。ただし、別途当該滞納額等を納入する意思を表明した者を除く。
  - (ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
  - (イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)

### (2) 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

### (3) 資格要件の取り扱いについて

- ア 特別の定めがある場合を除き、入札参加資格は、開札日の前日の状況により判断する。
- イ 「配置予定技術者」の入札参加資格の判断基準は、次のいずれも満たすことを必須とする。
  - (ア) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
  - (イ) その他管理者が必要と認めるもの。

## 3 仕様書等の閲覧方法

- ア 仕様書等は広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。
- イ 見本の閲覧を希望する者は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間に、担当課で閲覧できる。
- ウ 入札参加者がパソコン環境の障害等により広島中央環境衛生組合ホームページを閲覧できない場合は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間内に、担当課に申出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。

#### 4 入札回数

入札回数は、3回までとする。

#### 5 開札

##### (1) 開札の立会い

- ア 開札に立ち会うことができる者は入札者又はその代理人のほか、申し出により管理者が認めた者とする。
- イ 開札に立ち会おうとする者は、入札の公告に記載された時刻までに開札会場に入場しなければならない。

##### (2) 開札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、開札時にくじ引きにより落札候補者を決定する。なお、代理人がくじ引きに参加しようとするときは委任状を提出すること。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に定める方法により開札日の翌日以降に再度の入札を実施するものとする。再度の入札は、開札の立ち会いの有無に関わらず参加できるものとする。

#### 6 資格要件確認資料の提出

- (1) 開札後、落札者の決定を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札公告で営業所等所在地を要件で定めている場合、その営業所等のある市町村の滞納額等がない証明書を取得し、組合に提出すること。また、その他入札案件ごとに定める資格要件確認資料を持参により提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (5) 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 前各号の規定に関わらず、入札の公告において特に定めた場合は、別に定めるところにより提出を予定する資格要件確認資料について入札期日までに管理者の確認を受けるものとする。この場合における資格要件確認資料の確認は全入札参加者に求めるものとする。

#### 7 入札参加資格の確認

特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準として入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の競争入札参加資格の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 8 落札者の決定

7により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

## 9 入札結果等の公表

開札日（再度の入札を実施したときは、その入札が終了した日）の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を広島中央環境衛生組合ホームページで公表するとともに、落札候補者にはファックスで、全ての落札者には電話で連絡をする。

## 10 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札

ウ 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たないもの

### (3) 契約保証金

落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等（利付国債）の提供又は金融機関等が発行した保証証書の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次の項目に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 損害保険会社と履行保証保険契約を締結した場合。

イ 当該契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間当該契約と種類を同じくする最終契約金額が本契約の契約金額の8割以上の契約を広島中央環境衛生組合又は国（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に完了している場合。

なお、国又は他の地方公共団体の履行実績により契約保証金の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書（契約書、検査結果通知書及び支払関係書類の写しは認めない。）を提出すること。

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 契約の締結

ア 落札者は、契約書を作成する場合においては、担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から起算して5日以内（広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成21年10月1日条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、これを担当職員に提出しなければならない。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者が負担する。ただし、契約書用紙は、広島中央環境衛生組合が交付する。

### (6) 入札の延期等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) その他

ア 提出された入札書及び資格要件確認資料（補正及び追加資料を含む。）については、書換え又は引換えをすることができない。

イ この入札に際しては、広島中央環境衛生組合契約規則、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得に従わなければならない。

ウ 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、広島中央環境衛生組合の休日を定める条例に規定する組合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 契約書は担当課で手交する。

令和3年5月14日

1 郵便又は信書便による入札について（公告共通事項1（4）関係）

- (1) 入札書を郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出しようとする者は、公告共通事項に定めるところにより作成した封印済みの入札書（以下「入札封筒」という。）を次の記載例により作成した郵便等用封筒に入れて担当課宛てに差し出すこと。
- (2) 封筒の大きさは、入札封筒を折り曲げずに入れることができるものであること。
- (3) 同一開札日の案件であれば、複数の入札封筒をひとつの郵便等用封筒に入れても差し支えない。
- (4) 郵便等が所定の期日までに到着したか否かの個別の問い合わせには応じられない。
- (5) 同一の案件について持参又は郵便により2通の入札書を提出したときは、同一人が2通以上なした入札としていずれの入札も無効とする。
- (6) 前号において、開札後に郵便等による入札書が到着したときは、当該者の落札候補者決定及び落札決定を取り消すものとする。
- (7) 入札書を入札用の封筒に封印することなく郵便等用封筒に直接入れて提出された入札書は無効とする。
- (8) 期日までに到着しなかった入札書は、その理由（自然災害や配送中の事故等）を問わず無効とするので、配達日指定郵便を利用するか、配送経過を確認できる方法（一般書留又は簡易書留）の活用を努めること。

表

切手	〒 739-2502
（〇月〇日開札分・入札書在中）	東広島市黒瀬町国近10427番地24
	広島中央環境衛生組合 施設2課

裏

差出人 住所 氏名（入札参加者）
------------------------

## 2 滞納額等がある者の入札参加資格について（公告共通事項2（1）ク関係）

(1) 落札候補者に滞納額等があった場合は、当該滞納額等の内容により次の区分に分けてその後の手続きを定める。

ア 当該滞納額等が、開札日の前日の属する年度より以前に課税されたもののうち滞納繰越分（いわゆる過年度分）であったとき

当該者の落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする

イ ア以外のとき

(イ) 落札候補者が契約予定日までに当該滞納額等を納入することを約束する書面（以下「納税誓約書」という。）を提出したときは、落札者とする。ただし、当該契約予定日までに滞納額等の納入がなかったときは落札決定を取り消すものとする。

(ロ) 落札候補者が納税誓約書を提出しないときは、落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする。

(2) 前各号の規定により落札候補者又は落札の決定を取り消された者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

## 3 開札日の翌日以降に実施する再度の入札について（公告共通事項5（2）関係）

(1) 再度の入札を実施する日時、場所及び初度の入札における最低入札価格等は、ファックスにより通知するものとする。

(2) 再度の入札に参加できるのは、初度の入札における立会いの有無に関わらず当該案件におけるすべての入札参加者とする。

(3) 代理人により再度の入札に参加しようとするときは、再度の入札を実施する会場において委任状を提出するものとする。再度の入札の会場には、入札参加者又はその代理人を除き、他の者は入室できない。

(4) 再度の入札は2回を限度として行う。この場合において、再度の入札（1回目）の結果予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。

(5) 再度の入札（1回目）に参加しなかった者は、その後の再度の入札に参加することができない。

(6) 再度の入札を辞退しようとする者は、入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書をファクシミリにより担当課に送信し、かつ送信した事実を電話連絡することにより、原本の提出に代えることができるものとする。

## 4 提出を予定する資格要件確認資料の事前提出について（公告共通事項6（7）関係）

(1) 資格要件確認資料の事前の確認を求めたこととした場合における当該資格要件確認資料の内容が、開札日の前日までの間に事実と異なることとなった場合は速やかにその旨を申し出ること。

(2) 提出された資格要件確認資料を確認した結果、資料の補正や追加資料の提出によっても入札参加資格を満たさないことが確認された場合は、当該者は入札に参加できないものとする。ただし、既に入札書を投函した者に対しては当該者に通知した上で開札時にその入札書を無効とする。

# 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得

改正 令和4年1月11日告示第1号

(趣旨)

第1条 広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する物品調達等及び委託役務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札事務その他の取扱いについては、法令又は条例等その他特別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達等 組合契約規則により東広島市の例による東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。次号において「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等をいう。
- (2) 委託役務 選定規程第2条第4号に規定する委託役務をいう。
- (3) 契約担当職員 組合契約規則により東広島市の例による東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号。以下「契約規則」という。）第2条に規定する契約担当職員をいう。

(入札保証金等)

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合において、入札保証金を納付したときは、領収証の交付を受け、これを契約担当職員に提出しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当職員に提出しなければならない。

3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、請求書により還付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、落札者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないとき又は入札に関し不正の行為があったときは、組合に帰属する。

(仕様書等の内容の疑義等)

第4条 入札参加者は、この規程、入札公告又は入札通知書及び仕様書、契約案、現場説明

書その他の関係図書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、当該入札に係る仕様書、図面、現場説明書その他の関係図書等（以下「仕様書等」という。）について疑義等があるときは、一般競争入札の場合においては入札公告、指名競争入札の場合においては入札通知書に定めるところにより、質問書（別記様式第1号）及び同等品規格確認票（別記様式第2号）を提出することができる。
- 3 契約担当職員は、前項の質問書の提出があったときは、回答書（別記様式第3号）を、同等品規格確認票の提出があったときは同等品確認に対する承認の可否を作成し、当該入札公告又は入札通知書に定めるところにより回答しなければならない。

（入札の方法）

第5条 入札書は、入札公告又は入札通知書（以下「入札公告等」という。）に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書（別記様式第4号）に必要事項を記載し、記名押印したうえ、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人により入札をしようとするときは、当該代理人に委任状（別記様式第5号）を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる行為をした者をその代理人とすることができない。
- 6 入札をした者（以下「入札者」という。）は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、契約担当職員にその旨を申し出なければならない。

(1) 入札の開始前 入札辞退届（別記様式第6号）の持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）による提出

(2) 入札執行中 入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書の提出

- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の公正な入札を確保するための法令に抵触する行為を行ってはならな

い。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書その他契約担当職員に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書等を意図的に開示してはならない。  
（入札の取りやめ等）

第8条 契約担当職員は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札執行前に入札参加者又は初度入札若しくは再度入札の入札者が2者に達しないときは、当該入札を中止するものとする。

（開札）

第9条 開札は、入札公告等に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札公告等において示される入札書の提出期限までに到達しなかった入札

(3) 委任状の提出がない代理人のした入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札

(5) 記名押印のない入札

(6) 入札金額の記載が不明確な入札又は金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

(9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上した入札

(10) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

(11) 再度の入札をした場合において、有効な入札が1つとなった入札

(12) 再度入札に当たり、直前入札の最低価格以上の金額を記載した入札

(13) 予定価格を事前に公表した場合の入札において、予定価格を超える金額を記載した入札

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札価格及び落札価格)

第11条 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。ただし、入札公告等に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

(再度の入札)

第13条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、やむを得ない理由により、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当職員が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の規定による再度の入札は、2回を限度として行うものとする。

3 入札会場での入札金額の読み上げは、各回とも、最低の入札金額のみについて行うものとする。

4 次に掲げる者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 前の入札において、入札に参加しなかった者

(2) 前の入札において、無効の入札をした者

(3) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者

(同じ価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金の納付)

第15条 落札者は、契約締結前に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金を納付したときは、領収証の交付を受け、これを契約担当職員に提出しなければならない。

3 契約の保証に関しては、前2項に規定するもののほか、契約規則に定めるところによる。  
(契約書等の提出)

第16条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内（組合の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を含まない。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

2 落札者は、契約書の作成を要しない場合においては、落札決定後、速やかに請書を契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約担当職員がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札結果等の公表)

第17条 入札の結果は、落札決定後、速やかに次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 入札の件名
- (2) 納入、履行又は就業の場所
- (3) 入札の方法
- (4) 入札年月日
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 委託役務に係るものにあつては、予定価格
- (7) 落札金額
- (8) 落札者の商号又は名称

2 契約の内容は、その締結後、速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 物品調達等又は委託役務の名称
- (2) 納入、履行又は就業の場所
- (3) 契約の相手方の商号又は名称
- (4) 契約金額

(落札決定の取消し)

第18条 契約担当職員は、落札者が不正の行為により落札したと認めるときは、当該落札の決定を取り消すものとする。

(異議の申立て)

第19条 入札者は、入札をした後、この規程、当該入札に係る仕様書、現場の状況その他の事項等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に

定める。

附則（令和4年1月11日告示第1号）

この告示は、令和4年1月20日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

質 問 書

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

電 話 番 号 （      ）      —

担当者の氏名

物品・委託役務の名称	
納入・履行(就業)場所	
発注担当課	
質 問 事 項	

- 注 1 質問書の提出期限は、入札公告又は入札通知書に定める期日までとする。
- 2 質問書に対する回答は、入札公告又は入札通知書に定めるところにより行うものとする。

## 同 等 品 規 格 確 認 票

件 名		発注担当課	
開札年月日			

品 名	基 準 品	同 等 品 候 補	確 認
	メーカー・品番・規格等	メーカー・品番・規格等	

上記同等品候補の確認をお願いします。

広島中央環境衛生組合管理者 様

年 月 日

業 者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

④

（担当者：TEL・FAX）

- 注 1 仕様書により「同等品可」とあり、同等品にて入札又は見積り合わせに参加する場合は、必ずこの確認票により事前確認を受けてください。
- 2 「品名」、「基準品」欄には、仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等をご記入ください。（基準品を示していない場合は、「基準品」欄は未記入）
- 3 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けようとする物品のメーカー・型番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格。）を記入してください。
- 4 同等品候補のカタログを必ず添付してください。
- 5 「確認」欄は、審査の結果、同等品と認定の場合は「認定」を、不認定であれば「不認定」を記入し、入札公告又は入札通知書に定めるところにより回答するものとする。

別記様式第3号（第4条関係）

質問書に係る回答書

年 月 日

各入札参加者 様

広島中央環境衛生組合管理者  
( )

物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

納入・履行(就業)場所 \_\_\_\_\_

上記の物品・委託役務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質 問	回 答
参考図書等の有無	有 ・ 無	

注 該当するものを○で囲むこと。



# 委任状

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

④

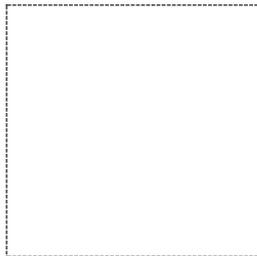
物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

納入・履行(就業)場所 \_\_\_\_\_

私は、上記の物品・委託役務について次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の物品・委託役務に係る入札に関する一切の権限

別記様式第6号（第6条関係）

入 札 辞 退 届

入（開）札日 年 月 日

---

物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

上記の物品・委託役務に係る入札について、都合により辞退したいので、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得第6条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞